随意契約結果表

担当課名	学校給食課		
案件名	食缶・食器等 洗浄合成洗剤		
案件の概要	学校給食の機械洗浄使用に係る単価契約		
随意契約の種類	○ 随意契約	◉ 単独随意契約	
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日	契約の相手方	株式会社アイホー神戸営業所
契約金額	**3,006,960** 円 （うち消費税相当額 **273,360** 円）		
契約期間	契約を行った日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日 まで		
随意契約とした理由	食缶・フライ缶・食器及びコンテナの機械洗浄を行うにあたり、使用する合成洗剤である。本市学校給食センターの食缶・フライ缶洗浄機、食器洗浄機、コンテナ洗浄機及び洗剤供給装置は、機器製造業者指定洗剤以外のものを利用した場合、洗剤配合及び希釈濃度不適合により、洗浄不能となる恐れがあり、給食食器や器具を安定的に管理することが不可能となる。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		